

第2回（12月10日）緊急対策協議会における意見のポイント

○工学部事案について

- ・（マスコミが知り得ることとなったことについて）情報は学生から洩れているのではなく、学部内から洩れていると思われる。このような事態を防ぐためには、早く教授会全体で事態を共有することによって逆にプライバシーに関わる漏洩は防げると思う。
- ・ 1件目は途中から学生がマスコミの取材とかに追われる等、その辺からおかしくなってしまった。2件目は、調査委員会は早めに結論を出しているが、そこから先が報告という形で上に上がっていない。
- ・ 弁護士と工学部の相談内容は、事務局には全く伝わってこなかったため、話し合う機会がなかった。
- ・ この事案を見た限りでは、セクハラと判断するのは微妙だということではなく、はっきりしている事案である。・・・それが工学部長に上げて、そこで止まってしまって教員の辞職を受けざるを得ないと判断し、何をしてもしょうがないとそのまま放置してしまうような結果となっている。なぜそうなったのか。意識の問題として身内をかばうとか、公にしたくないとか何かなかったのか。そういうことであれば体質の問題として考えなければならない。
- ・ 今回の一番の問題は、報告を受けた学部長のところが事案の重大さの受け止め方について、調査した先生方とは温度差があった。・・・継続中であるといわれた場合に、我々が独立してきちんとして言える体制になっていなかったのは非常に残念である。
- ・ 規則を見ると学部長は学長へ、学部（防止対策）委員会から全学（防止）委員会へ報告したくても、学部長から学長へ報告が行かない場合には、先に学部委員会から全学委員会へ上げることは現実的にはしにくいことを考えれば、・・・学部委員会と全学委員会の信頼関係が欠けていた部分があったのではないかという気がする。
- ・ この件の問題点は、報告書を出すにあたり学部長を経由した際に、学部長が見解を出すというあまり考えられない事態が生じ、報告書が学部の執行部で止まってしまったことであり、学部委員会の方の中には不満のある方もいたと思う。
- ・ 工学部のキャンパス・ハラスメントの防止規則は良くできていると思う。第5条第8項は、・・・、学部長に報告してその結果を受けてということではなくて、学部長に報告するルートと全学委員会の報告するルートが並列して規定されているのではないか。
- ・ 今回の事態が生じたのは、学部長が一人で止めているのであれば、その考え方はおかしいと指摘できるが、学部の執行部全員がブロックしている状態だと、学部内ではその考えはおかしいといいにくくなる。しかし、そこで疑問を感じるの是一名だけ勘違いしているならわかるが、複数の人が共通して勘違いするというのはなんだかわからないところであり、問題となるところである。

- ・ (資料4の) 第5条第8項の解釈についても「…とともに」とあるわけですから、委員会が気がつかなかったというのはどうも解せない。工学部長が、辞職する人だからとうやむやにし、事務長等の関係者もそう気づかなかった展開だったというのは、外から客観的に見るとおかしい。何か意図があったと思わざるを得ない。
- ・ 第7条について、工学部の見解では、外部の弁護士に相談したところ示談が成立して元からなくなったのだから、セクハラに起因する問題が生じなかったということで報告義務もなくなり報告をしなかったとしている。
- ・ 規則違反があったとか、義務違反があった場合はきちんと責任を明らかにしていけないと前進がない。工学部に関しても規則があるのだから守られるのが当たり前であり、その規則を守っていないのであるから、少なくとも対策委員会の委員長は何らかの形で注意されるというシステムがないと再発防止につながっていないのではないか。
- ・ 親規則と工学部の規則との効力関係について疑問があったというのであれば、それを議論してきちっとした対策をとって行動しなければならないと思う。親規則が優先しているから、学部の規則はあまり効力がないなどと誰が解釈したかわからないが、勝手に解釈すること事態問題である。常識的に規則が守られていないと思われる。
- ・ 異説を唱えれば処分が免れるのでは、懲戒制度は成り立たない。
- ・ コンプライアンスの判断基準からいえば、問題があったらすぐ報告、連絡、相談である。それをなるべく報告しないように解釈するのはどう考えてもおかしい。
- ・ 積極的に情報を開示することが大事だと思われる。外部から見ると、米沢で行われてきたことは糞詰まりの状態であり、学長は何も知らないといった風通しの悪さが感じられる。

○報告及び報告書について

- ・ 一つの区切りがついたところで報告する等、期間を区切って報告する制度が必要。
- ・ 1ヶ月又は2ヶ月以内に報告書を作成する。

○防止対策委員会の役割について

- ・ 防止対策委員会と全学防止委員会で共同歩調をとることを検討する。
- ・ 二次被害を防止するため、迅速に報告書を提出して処理するとともに、結果については関係者を招集して説明をする。
- ・ (対応に) 疑問に思った委員が直接言えるような体制づくりが必要。

○規則の見直しについて

- ・ 苦情相談があったら速やかに、学長及び全学防止委員会へ概要を報告する旨の規定を検討する。
- ・ 規程については、今でも解釈を巡って違いもあるので、結論が出ない段階で先ず学長に報告をするとか、全学防止委員会へ(問題として)抱えているセクハラ事案の概要を報告するなどを(規程に)入れる。

- ・ （規則の解釈において）「セクハラがあったと判断したとき」とか、「結果」という文言が問題になっていることから、規則はこのままにして、解釈の指針を作成することではどうか。
- ・ （調査について）学部であまり長くしていると30日以内に処分ができなくなるおそれがあるので、苦情相談があったら速やかに学長なり本部に伝えるということが規定の中で必要である。

○その他

- ・ 最終的にトップの判断がどうかということが非常に重要であり、・・・教授会とか学部長会議とかしかるべき機関において牽制していく体制をとる。